

## 2024年度 第2回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会議事録

〔日時〕2025年2月12日(水)18:30～20:00

〔場所〕町田市庁舎 3-1会議室

〔出席委員〕※敬称略

長田、金、長谷川、五十子、松崎、岡根、花岡、齋藤、渡辺(綱)、叶内、安達、小澤、渡邊(和)、西澤  
-14名

〔事務局〕

いきいき生活部長 佐藤、いきいき総務課長 田野倉、高齢者支援課長 早出、高齢者支援課高齢者総合相談  
担当課長 伊奈、介護保険課長 江藤、介護保険課担当課長 水谷、介護保険課担当課長 古川、保険年金課長  
武藤、江成、諏訪、金子、和賀井、村山、皆川、斉藤、大島、松田、星野、井上、武田、天野、沼田、釘持、島田  
-24名

〔会議の公開・非公開の別〕公開

〔傍聴人〕1名

〔次第〕

1 開会挨拶

2 議題

(1)町田市いきいき長寿プラン 24-26 における認知症高齢者グループホームの募集圏域見直し  
について【資料1】

(2)町田市認知症施策推進計画と「いきいき長寿プラン」の一体的策定について【資料2-1～資料2-5】

3 事務局より

4 閉会

〔配付資料〕

【資料1】町田市いきいき長寿プラン 24-26 における認知症高齢者グループホームの募集圏域の見直し  
について

【資料2-1】町田市認知症施策推進計画と「いきいき長寿プラン」の一体的策定について

【資料2-2】認知症基本法概要(出典:厚生労働省ホームページ)

【資料2-3】認知症施策推進基本計画概要(出典:厚生労働省ホームページ)

【資料2-4】町田市いきいき長寿プラン 24-26 第3章

【資料2-5】町田市認知症施策推進協議会設置要綱

〔当日配付資料〕

【資料1別紙】地域密着型サービスの整備方針

〔内容〕

## 1 開会挨拶

事務局

皆様、本日はお忙しいところ 2024 年度第 2 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。時間になりましたので始めさせていただきます。私は事務局を担当しています、いきいき総務課の大島と申します。しばらくの間進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。はじめに、いきいき生活部長の佐藤より開会に先立ちまして挨拶を申し上げます。

事務局

本日は、お忙しい中、本審議会にお集まりいただき、心より感謝申し上げます。今年度は、「町田市いきいき長寿プラン 24-26」の1年目として、様々な取組みを進めてまいりました。ここでいくつかご紹介させていただければと思います。

まず、本プランの基本理念でもあります「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を目指した取組を推進するため、FC町田ゼルビアを運営する株式会社ゼルビアと、11月7日に連携協定を締結しました。

皆様ご存じの通り、FC町田ゼルビアは昨年初めてJ1 に昇格いたしまして、最後まで優勝争いに加わる活躍を見せてくれました。テレビなどで取り上げられる機会も飛躍的に増え、皆様のお目にとまることも多かったのでないかと思います。

FC町田ゼルビアとはこれまでも、認知症施策や介護予防・フレイル予防の普及、啓発等の取組に協働して取り組んで参りましたが、今後は介護人材の確保など高齢者施策全般について連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう取組を推進していきます。

また、その他にも、介護のしごとの魅力を発信する事業として、今回「介護のしごと十人十色。」という冊子を発行いたしました。この冊子は、市民に広く介護の仕事について知ってもらう機会を設けることを目的としています。中でも、特に学生などこれから仕事につく世代や子育て後の就労を希望する若い世代向けに手に取りやすい冊子の形で情報発信をすることで、介護の仕事を選択肢の一つにさせていただくことを目指したものです。皆様の机上にも配布させていただきましたので、是非ご関心をお寄せ頂ければ幸いです。

本日の審議会につきましては、「町田市いきいき長寿プラン 24-26」の施設整備の圏域変更や、認知症施策推進計画の方針などの審議を予定しております。

委員の皆様には、限られた時間の中ではございますが、忌憚のないご意見をたまわり、闊達なご議論を重ねていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※本日の流れの確認や資料確認等の事務連絡後、進行を長田会長へ引継

## 2 議題

### (1)町田市いきいき長寿プラン 24-26 における認知症高齢者グループホームの募集圏域見直しについて

長田会長

あらためまして、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会の会長を務めさせていただきます長田と申します。よろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、お手元の次第に沿いまして進めてまいります。でははじめに議題(1)町田市いきいき長寿プラン 24-26 における認知症高齢者グループホームの募集圏域見直しについて、事務局から説明をお願いします。

いきいき総務課の田野倉です。着座にて失礼いたします。それでは、「町田市いきいき長寿プラン 24-26」における、認知症高齢者グループホームの募集圏域見直しについてご説明いたします。資料1をご覧ください。

はじめに、認知症高齢者グループホームについて簡単にご説明いたします。認知症高齢者グループホームとは、認知症の高齢者の方が、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流を図りながら、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援と機能訓練を行うことによって、自立した日常生活を送ることができるよう支援する小規模な介護施設になります。

町田市では、市内の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者グループホームへの入所を希望される方の増加を見込み、いきいき長寿プラン 24-26 において、地域にある認知症高齢者グループホームの定員数とその地域にお住まいの高齢者数から市内の 4 つの地域に認知症グループホームを整備することといたしました。整備する地域は、資料では圏域として記載しておりますが、資料1の見直し前の募集圏域と記載のある表のとおりです。

この方針に基づき、市では今年度はこれまでに 2 回にわたって施設を整備運営する事業者の公募を行ってまいりました。しかしながら、2025 年 2 月現在、事業者が未選定の圏域が依然として存在しております。この状況を鑑み、今後については、募集圏域を見直した上で、再募集を行いたいと考えております。

なお、南第 2 圏域は金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘で 1 施設を募集したところ、1 回目の募集において、南成瀬での応募があり、選定済みとなっています。現在、開設に向けて手続きを進めております。

次に、見直し後の募集圏域は資料1の下の表のとおりです。まず、堺圏域については、堺第2で 1 施設募集していたものから、堺第1第2で合わせて 1 施設整備ということで募集を変更します。

次に忠生圏域、鶴川圏域についても同様に募集圏域を第 1 圏域と第2圏域で 1 施設に変更しています。

以上の見直しに基づき、事業者の公募を進めてまいりたいと考えております。

なお、本日配布させていただきました資料1別紙には、町田市いきいき長寿プラン24-26の地域密着型サービスの整備方針の抜粋と、認知症高齢者グループホームの圏域別整備状況を掲載しています。

下段の表の右側にあります整備率とは、その圏域にあるグループホームの定員を分子とし、その圏域の高齢者数を分母として計算された割合になります。

ご説明は以上となります。

長田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明を受け、議題1に質疑のある委員は挙手をお願いします。

渡邊(和)委員 市民委員の渡邊でございます。結果として今回募集に対して応募が無かったため、圏域を広げて再度募集を行うということで、そうすると、利用者にとって距離感が若干遠い地域になり得ることを認めるという趣旨でしょうか。

事務局 いきいき総務課の田野倉からお答えさせていただきます。渡邊委員のおっしゃる通り、本来は当初の圏域で整備することが一番利用者の方から近くて望ましいところではあります。ちょっとそこでは応募がなかったということで、なるべくその圏域から近いところで募集を広げるというように考えております。以上です。

長田会長 渡邊委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に質疑などございますでしょうか。ありがとうございます。それでは一度ここで質疑を終わらせていただきたいと思います。最後にまた全体の質疑の時間を設けますので、よろしく願いいたします

それでは次の議題(2)町田市認知症施策推進計画と「いきいき長寿プラン」の一体的策定について事務局からご説明をお願いします。

## (2)町田市認知症施策推進計画と「いきいき長寿プラン」の一体的策定について

事務局 高齢者支援課長の早出と申します。着座にて失礼いたします。それでは議題(2)「町田市認知症施策推進計画と「いきいき長寿プラン」の一体的策定について」ご説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

本件につきましては、認知症基本法により、策定が努力義務とされました、認知症施策推進計画につきまして、次期いきいき長寿プランと一体的に策定することをお諮りするものでございます。

資料2-1の「1 背景」でございます。共生社会の実現を推進するための認知症基本法、以下基本法と記載しておりますが、こちらの基本法が2024年1月に施行されました。

資料2-2をご覧くださいと思います。こちらの「1 目的」にありますとおり、認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会、共生社会の実現を推進することを目的として、認知症施策の基本理念や基本的施策を示したものとなっております。本資料の「2 基本理念」に7つ、「5 基本的施策」に8つ、それぞれ掲げられております。

資料2-1に戻っていただきまして、「1背景」の2項目目、3項目目をご覧ください。国及び地方自体は、基本法に基づく認知症施策の推進を図るため、計画を策定することが求められており、2024年12月に、国の認知症施策の基本計画として、認知症施策推進基本計画を閣議決定しております。

こちらは資料2-3をご覧くださいと思います。こちらの基本計画では、新しい認知症観に基づく施策の推進がうたわれております。

新しい認知症観とは、具体的に「誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する」、「個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる」、という2点が示されております。

また、①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用の4つの重点目標を掲げ、各自治体が地域の実情や特性に即した取組を行い工夫しながら実施することとされております。

資料2-1に戻りまして、「1 背景」の4項目目と5項目目になります。

東京都では2024年度末に、国の基本計画に基づき「認知症施策推進計画」を策定する見込みでございます。また、推進計画の作成や施策の実施状況の評価を行う場合は、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めることと定められております。

このような背景の中、「2 推進計画に関する町田市の方針」でございますが、町田市では、これまで認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進してきました。

この施策は、町田市いきいき長寿プラン24-26の基本施策3、「認知症と共に生きる」に位置づけております。こちらは資料として2-4を配布してございます。ご確認ください。

基本計画では、認知症施策の基本理念が示され、各自治体は認知症の人の社会参加の機会の確保や、相談体制の整備など8つの基本的施策の実施が責務とされました。

これら法が定める基本理念及び基本的施策は、いきいき長寿プランにおける市の認知症施策の方向性と一致するものとなっております。

従いまして、市の推進計画につきましては、これまでの認知症施策との継続性や他の高齢者施策との一体性を考慮いたしまして、いきいき長寿プランに包含することが適切であり、そのため市の推進計画の策定につきましては、次期いきいき長寿プランと一体的に行うこととしたいと思っております。その際、国の基本計画及びその推進計画との整合に留意してまいります。

「3 推進計画の策定及び実施状況の評価について」でございますが、推進計画の策定及び実施状況の評価につきましては、これまで通り認知症施策について協議する懇談会であり、「町田市認知症施策推進協議会」の意見を踏まえて、町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会でいきいき長寿プランと一体的に審議していただきたいと思っております。資料にはイメージ図を載せております。ご確認ください。

なお、下の表に記載をさせていただいておりますが、2025年度からは認知症施策推進協議会の委員に、認知症の当事者と日常生活・社会生活関連サービス事業者の代表を新たに追加することにより、当事者を含む幅広い関係者の意見を正確に反映できるようにしてまいりたいと思っております。

最後に、参考に資料2-5といたしまして、認知症施策推進協議会の設置要項を配布しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

長田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明を受けまして、議題2に質疑のある委員は挙手をお願いします。

渡邊(和)委員

市民委員の渡邊でございます。せっかくの機会ですので、若干審議会の範囲からは逸れることとなりますが、市民としてコメントさせていただければと思います。

この認知症施策推進協議会の委員構成案ですけれども、国の基本計画において、認知症当事者の方と家族等の意向を重視するというので、推進計画を策定すると。推進計画の推進体制においても、認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案とありますが、それにしても、この協議会で追加される、認知症の人や家族がそれぞれ1人というのは、少ないような気がいたします。せめて、複数人で、それでも少ないと思いますが、1人というのは少ないのではないかと思います。やはり当事者やご家族の方のご意向を十分聞いていただくことが必要になるのではないかと思います。

それから、これは現状こうなっているのだと思いますが、委員構成に認知症高齢者家族会となっていますけれども、昨今、若年性認知症の方もいらっしゃる状況の中で、その当事者やご家族の方のご意見も、十分反映されることが必要なのではないかと思います。以上でございます。

長田会長

ご意見ありがとうございました。いかがでございましょうか。事務局より今の点についてお答えいただければと思います。

事務局

ご質問ありがとうございます。高齢者支援課の早出でございます。1点目のご意見ご質問でございますけれども、配布させていただきました資料は、委員構成の区分を記載させていただきましたが、人数等は記載しておりませんでした。現在のところ考えております委員構成の人数ですが、「認知症当事者」の方については、2名と複数の方に入っていただくことを考えております。

また、ご家族の方の声ですとか、全体的に人数が少ないのではないかとということですが、今回この協議会の方では今のような構成で審議をお願いしたいと思っておりますが、いきいき長寿プランの方でも、認知症の家族の方への支援を掲げておまして、違う形でご家族の方にアンケートを取るなど、審議会や協議会ではない形で、当事者やご家族の声をしっかり拾いながら検討していきたいと考えております。

2点目の若年性認知症の方やご家族のご意見の反映についてですが、今回、若年性認知症の方等に協議会へ入っていただくことは予定しておりませんが、市の施策を進める上で、若年性認知症の方に対する施策の実施について、Dフレンズ町田という団体と市が協定を結んでおまして、若年性認知症の方への取組みというのを情報提供していただくなど、市で行なっております。このような若年性認知症への取組みを、協定先の団体が実施する取組みも含めまして、このような背景を踏まえながら、認知症施策の計画等の検討を進めていきたいと考えております。

長田会長

ありがとうございました。渡邊委員いかがでしょうか。

渡邊(和)委員

推進体制において、当事者や家族等の意見を起点として、施策を立案とありまして、国から見たらですね、町田市だけではないでしょうけど、当事者や家族等が協議会の中で十分いないということは、私からしても「あれ？」と思われるのではないかなと思います。実際は、いろいろ聞かれるのだと思うのですが、推進体制の中で目に見える形で我々としても重視するということが見えた方がいいのではないかと思います。

長田会長

ありがとうございました。ご意見として何うということでしょうか。私の方から一言、いきいき長寿プランの中の項目が色々ありますが、これらが有機的に生きていか

ないと今のことも機能しないと思いますので、ご配慮いただければと思います。よろしくお願ひいたします。他に質疑などございますでしょうか。

岡根委員

高齢者支援センター連絡会の岡根と申します。資料 2-2 の基本理念の中で、3 番に「障壁となるものを除去」とありますが、個人的には 7 番の多様な機関の連携が必要であろうと思うところでもあります。実際のところ、認知症基本法において、行政の果たす役割として、色々な機関がつながっている課が横串を通して、立体的に動いていくということが求められているであろうと思っています。その中で、この旗振りをどういった形でやっていくのかというのが、現在のイメージがあれば教えてください。

もう一点ですが、いきいき長寿プランと一体的に評価していくとありますが、認知症の指標について、見直しが入るのか現在のお考えについて教えていただければと思います。

長田会長  
事務局

ありがとうございます。2 点について、事務局からお願いいたします。

高齢者支援課の早出でございます。1 点目の様々な立場の方が入っていただくという点で、外側の視点で見ますと、認知症施策推進協議会の最後のところに入れました、事業者など、こういった視点を加えて、いろいろな立場の方の意見を聞いていくことを考えております。また、市役所の庁内の中で見ますと、認知症施策についてはいきいき生活部の高齢者支援課が中心となって行っておりますので、今おっしゃられたとおり、様々な立場の部門と情報共有など、庁内の連携を進めていきたいと考えております。

現在の計画の指標についてですが、次期計画で一体的に進めるということについて今回お話ししていますが、現在も法の趣旨に沿った取組みが計画に定められていると考えております。基本的には現在定めました指標に沿って施策・取組みを進めていきたいと考えております。

岡根委員

ご回答ありがとうございます。これから組み立てていくということで理解をしました。先ほど、渡邊委員からもお話のありました委員構成についてですが、認知症はひとくりにできない様々な症状や支障がありましては、「銀行においてお金を引き出せない」、「買い物でトラブル」など、ご本人やご家族の目線に立って委員構成をご検討いただければと思います。また、主だった委員構成とは別に、追加で臨時的に各機関の参加を促す形が取れると、課題ごとに話を深めていけるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございます。協議会の場において認知症の方が参加されるということは、町田市としては初めて実施していくところでございますので、ご本人から出る意見など、こういったものも踏まえて、その枠組みなども含めて、ご意見をいただきながら、進めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

長田会長

岡根委員よろしいでしょうか。大変貴重なご意見だったと思います。その他ご意見等ございますでしょうか。

小澤委員

小澤と申します。資料 2-1 と資料 2-5 の協議会の委員構成ですが、資料 2-1 には認知症の当事者が含まれていますが、資料 2-5 については入っておりません。認知症の当事者はどこに含まれるのでしょうか。

事務局

資料 2-5 については、現行の設置要綱になります。協議会の性質を見ていただくための参考資料として配布させていただきました。この設置要綱を資料 2-1 の委員構成に基づいて見直していきたいと考えております。

長田会長

よろしゅうございますでしょうか。資料 2-5 の別表のところ、今後修正となる理解でよろしいかと思ひます。その他ご意見・質疑等ございますでしょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、このほか全体を通して何かご意見などございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本日、審議いたしました議題(1)及び議題(2)については、本審議会として承認か不承認か決する必要がございます。

始めに、議題(1)について、本日委員の皆様からいただいたご意見を反映することを前提といたしまして、また、その反映に関しましては、私と金職務代理にて確認させていただくことといたしまして、議題(1)を承認としてよろしいでしょうか。

異議のある場合、挙手にてお知らせください。

※挙手者無し

ありがとうございます。異議なしと認めます。

続きまして、議題(2)について、本日委員の皆様からいただいたご意見を反映することを前提といたしまして、また、その反映に関しましては、私と金職務代理にて確認させていただくことといたしまして、議題(2)を承認としてよろしいでしょうか。

異議のある場合、挙手にてお知らせください。

※挙手者無し

ありがとうございます。異議なしと認めます。

本日の審議事項、報告事項は以上になります。それでは事務局の方にお返したいと思ひます。

### 3 事務局より

※事務局より事務連絡があった。

### 4 閉会

事務局

本日はこれをもって終了いたします。限られた時間ではございましたが、活発なご意見を賜り、本当にありがとうございました。